

会議録【要点筆記】

会議名称	第3回米沢市新規観光財源等検討委員会		
開催日時	令和8年7月21日（火） 13時00分～		
開催場所	市役所 庁議室		
出席者	（委員等氏名） （所属団体等） 委員長 相原 健郎 東京都立大学都市環境学部 教授 副委員長 安部 徹 米沢商工会議所 専務理事 委員 安部 晃市 一般社団法人米沢観光コンベンション協会 専務理事 委員 天野 久仁彦 米沢市旅館ホテル組合 組合長 委員 遠藤 直人 温泉米沢八湯会 専務理事 委員 黄木 綾子 温泉米沢八湯会 会長 委員 黄木 修太郎 米沢観光推進機構 幹事		
欠席者	（委員等氏名） （所属団体等） 委員 佐藤 文俊 公募委員		
事務局出席者	総務部：高橋部長、税務課：梅津課長、藤倉補佐、高橋主査、齋藤主任、納税課：舟山課長、戸田補佐、菊地主査 観光文化スポーツ部：土田部長、観光課：富取課長、斎藤補佐、佐藤祥主査、田上観光戦略企画官		
会議資料	・次第 ・第2回検討委員会での主な御意見について【資料1】 ・観光財源（宿泊税を除く）の検討について【資料2】 ・宿泊税制度の検討事項及び先行導入自治体の事例等について【資料3】		
会議内容			
【（1）開会】 【（2）委員長挨拶】 ■委員長 ・前回の検討委員会にて、宿泊税については別途検討していかなければいけないという問題認識を共有した。 ・新規観光財源についても、引き続き議論を進めていければと考えている。 <議事へ移る前に、事務局より協議事項等について説明> ■事務局 ・本会議の定足数について、委員7名が出席しており、総委員数の過半数を超えていることから、本会議は成立する旨説明。 ■事務局 ・本会議録について、要点筆記とし、発言者名は記載しないこととし、会議録は公開する			

旨説明。

■委員

- ・前回の会議録を確認したが、発言の省略や、発言のニュアンスが変わっている部分があった。会議録の署名は全員が行った方が良くはないか。少なくとも私は署名をさせていただきたい。発言が議事録に残らない場合、発言していないことになってしまうことを懸念している。

■事務局

- ・本会議の議事録署名人について、安部晃市委員、黄木綾子委員へ依頼。
- ・なお、委員からいただいた御意見については、事務局にて確認の上後日ご回答させていただく。

【(3) 議題①「第2回検討委員会での主な御意見について」】

■事務局より資料1のとおり説明

■委員

- ・項目4の質問の意図はどの程度観光予算が必要なのか、どのような目的で必要なのかということを確認したく質問をした。予算の内訳についてより詳細に示していただかなければ、今後新規観光財源を検討していくにあたって必要な予算を算出できないのではないか。新規観光財源については、その使途が重要であるためこの辺りは明確に示していただきたい。
- ・観光関連予算については、市費と国・県等の補助金の内訳、予算要求額と査定後の予算額の差、前年度からの繰越予算を含め、実際に使用できる総額と不足額が分かる資料を示していただきたい。

■委員長

- ・第2回の検討委員会の資料で観光関連予算額の表があったが、これを詳細化するような形で示すようなことは可能か。

■事務局

- ・令和7年度、8年度についても予算額を追記することは可能である。

■委員長

- ・各事業で具体的にどのようなことをやっているのかという点も可能な範囲で示していただきたい。
- ・「観光客誘客事業費」など各費目について、具体的な事業内容、支出先、実施場所や数量等がイメージできる注釈も付していただきたい。

■委員

- ・入湯税の使途について、例えば温泉関連道路整備事業などは道路関係の一般予算から充てることはできないのか。なぜ、温泉地の道路だけ入湯税の税収から出されるのか。道路整備は入湯税の本来の使途に入っていないはずである。
- ・温泉地以外の市道は通常の道路予算で整備される一方、温泉地の道路に入湯税を充てることは、入湯税を一般財源的に使っていることにならないか。入湯税を全額基金化しないのであれば、残る税収を何に使っているのか明確に報告していただきたい。

■事務局

- ・必ずしも温泉関連道路整備に活用をしなければならないというわけではないので、御意見としていただく。
- ・温泉関連道路整備事業の全事業費の大部分は道路予算で行っており、入湯税の税収については、事業費の一部として活用している状況であることはご理解いただきたい。

■委員

- ・使途について、費目を細かく見なければ議論はできない。予算が足りないという議論の前に実施している事業がふさわしいのかどうかという視点が必要なのではないか。事業仕分けのようなことをして本当に必要な事業であるにもかかわらず予算が足りないということならわかるが、ただ数字だけを示して足りないと示されても納得できない。
- ・事業監査のようなものがないと、予算が足りないと言われても納得できないし、使った後もその事業が意味のあるものだったか確認できない。
- ・宿泊税も新しい観光財源も「〇〇費」のような形で示していただくのではなく「こういったことに使います」というように具体的に透明性をもって使っていただきたい。
- ・既存事業が本当に必要かを予算編成前に検証し、実施後には効果があったかを確認するなど、事前評価と事後評価の両方を行える仕組みが必要である。

■委員長

- ・予算を何にどの程度つけ、それが適切に執行されているかどうかは観光に限らず重要な視点である。
- ・道路の予算については、市全体の道路予算をどこに使うかという点は観光に限らず検討されるものであるため、住民が使用する道路が優先される可能性もあるかと思う。市民が多く使う街中の道路よりも観光地の道路に予算を付けるということも難しいかと思うので、観光予算を使うことで温泉関連道路の整備ができると考えると必ずしもこの温泉関連道路の整備が観光振興に寄与していないかというところというわけでもないかと思う。

■委員

- ・入湯税の税収額の半分が基金化されとなったとき、現状の税収額で計算すると約 750 万円が基金に入ることになるが、温泉地の配管の修理費用は 2 億、3 億かかるものでありその工事費用を賄うための財源として基金が積みあがるのは何年後のことなのかと感じている。
- ・配管の工事をしたくても必要な補助額が積みあがらない、少額な改修に使われて大きな工事の費用は積みあがらないなど、結果として鉱泉源保護のために基金化したものの、鉱泉源保護を達成することは現実的には不可能ということにもなりかねない。
- ・米沢市には八つの温泉地があり、それぞれで億単位の工事が必要となった場合、年間約 750 万円の積立では対応できない。また、市が工事費の一部を負担する制度であっても、民間側が億単位の自己負担を用意することは現実的ではない。
- ・根本原因は民間事業者にお金がないということよりは、これまで 70 年間入湯税の税収を鉱泉源保護へ使ってこなかったことであり、入湯税の税収が減っている現状で基金化をしても意味がないのではないか。鉱泉源保護に要する費用をどう賄うかという現実的な回答を持ったうえで制度を作らなければ、制度を作ったものの配管工事に使えません

という状況になりかねない。

- ・一番の解決方法はこれまで鉱泉源保護に 70 年間税収を使ってこなかった分を最初に基金に入れることが考えられる。
- ・現在の税収を少額ずつ積み立てるだけでなく、過去 70 年間に鉱泉源保護へ充てられてこなかった経緯も踏まえ、当初から大規模工事に対応できる十分な規模の基金を造成する必要があるのではないか。

■委員長

- ・入湯税の税収を鉱泉源保護にあてるために基金の積み立てをするという話ではなく、温泉地をいかに守るかという話でもあるかと思うので、入湯税に係る意見交換の中でそういった点も議論をし、行政と事業者の考えをすり合わせていくのが良いのではないか。

■委員

- ・申しあげたかったことは、これまで鉱泉源保護に入湯税の税収が使われてこなかった事実をゼロにすることはやめてほしいという点と、これまで使われてこなかったことについてどうとらえているのかの回答をまだいただけていないので、その点どう考えているのかという 2 点。
- ・宿泊税についても、入湯税と同様の結果とならないようにしっかりと使途を明確にすべき。
- ・入湯税の導入時にも鉱泉源保護に使えるとの説明を受けて業界が受け入れたと考えられるが、実際には鉱泉源保護に使われてこなかった。宿泊税についても、当初の説明と実際の使途が異なることのないよう、目的どおりに使用される制度的な担保が必要である。

■委員

- ・入湯税は法定目的税であり、その使途は「環境衛生施設の整備」「鉱泉源の保護管理施設の整備」「消防施設等の整備」「観光振興」の 4 つとなる。現状は「観光基盤整備事業」「温泉地関連道路整備事業」「観光客誘致対策事業」「物産振興対策事業」の 4 項目に使われているが、法律に記載の目的税の区分と異なっている。入湯税がこれまで適切な配分で使われてこなかったということが他委員の問題意識なのだと思う。
- ・入湯税については、観光課と意見交換をさせていただいており、1 回目の意見交換にて入湯税特別徴収義務者全員を対象として意見交換会を開催いただきたい旨要望したところ、2 回目の意見交換会では全事業者を対象としていただき、有意義な意見交換をさせていただいた。
- ・入湯税の税収を観光振興に充てていたことを否定するものではないが、事実としてこれまで観光振興に偏り、鉱泉源保護に使われてこなかった点についてはご認識しておいていただきたい。

【(3) 議題②「観光財源（宿泊税を除く）の検討について」】

■事務局より資料 2 のとおり説明

■委員長

- ・各委員より「新規観光財源の使途」「観光財源をどこからどのように徴収すべきか」と

いう2点について御意見をいただきたい。

■委員

- ・新規の観光財源の使途については、現状観光予算が何に使われているのかという点を細かく掘り下げていく必要がある。そのうえで、今後の米沢の観光振興に何が必要かという山ほどあるかと思う。例えばインバウンドの受入を考えると、現状あまり来ていない状況なので特段困っていることがないかもしれないが、今後インバウンド観光客が増えたときを考えるとハード面、ソフト面ともに強化をしていく必要がある。ソフト面でいうと人材育成が必要。例えば、京都や和歌山といったゴールデンルートの観光地では、店の店員などが英語を話せることが多いが、米沢市はそうではないと思う。そういったおもてなしの心を含めて観光人材の育成はまだ米沢は足りていないと思っている。
- ・ハード整備でいうと、観光地にある公衆トイレの対応や案内板などの整備はまだまだ足りないかと思う。
- ・なぜ新規観光財源が必要なのか、どういったことをしたいから観光予算が必要だといった視点があると全員納得ができるのではないか。
- ・どこから徴収するかという点については、それぞれ目的に応じて受益者が異なってくるため一概にこれとは言えないが、例えば上杉神社前に駐車場を作る話が過去にあったが、それも観光財源の一つとして考えられるのではないか。

■委員

- ・米沢市で観光財源を導入するにあたって、何にその財源を使うかという点については、税負担を求めるのであれば税によって需要を減らすのではなく、観光需要を喚起するような使い方をしていくことが重要。
- ・どこから徴収するかという点については、訪問客すべてから徴収することが理想ではあるものの、資料を拝見すると中々難しいものと感じた。

■委員

- ・使途が不明確なので、それをまず示していただきたい。検討委員会の委員に御意見をいただきたいということであれば私たちだけに意見を求め、とりまとめるのではなく、多くの事業者に意見を求めるべきである。まずは使途を市で示すもしくは観光事業者の方々から意見をいただくなどをしていかないと、新規の観光財源を使えないのではないか。もしくは四季の祭りや花火大会の予算が足りないといったことを市が示していただかないと納得ができない。
- ・個人の意見としては祭りを作るとか、今の祭りの規模を大きくするなどが使途として考えられる。

■委員

- ・委員が個人作成資料を用いて説明。
- ・先日北海道の倶知安町に視察に行ってきた。年間の観光客が175万であり、宿泊税収入が北海道全体で30億円のところ、倶知安町は6.4億円の税収とのことだった。宿泊税の徴収は定率制を採用しており、当初2%だったが3%に変更をしたとのことだった。
- ・講演の中で使途が重要という話があり、倶知安町では宿泊税とは関係なくスキー場の

ロードヒーティングをしたいという話があり、色々な手段を検討した結果宿泊税が導入されたとのことで、まずは使途が重要であるということを感じた。

- ・ 俱知安町では、ロードヒーティングのほか、無料循環バスやタクシー不足への対応など、宿泊客や事業者が効果を実感できる施策に活用されていた。また、事業ごとの使途と成果を厚い資料で詳細に報告しており、透明性の高さも評価すべき点である。
- ・ また、使途だけが重要かというわけではなく、大事なのは戦略、組織、財源が揃い、観光振興が行われることである。米沢市では財源の話が先行しているが、財源を活用した戦略をどうするか、また、戦略というのは観光振興計画のような抽象的なものではなく、具体的なものである必要があり、それを DMO のような組織が戦略を形にして実行していくといったことが必要である。行政がこれを実行していくことは難しいと感じた。
- ・ また、DMO の理事は選挙で民选的に選ばれており、そこに予算を充てるということは納得性があるものと感じた。
- ・ これを踏まえての意見となるが、まず、米沢市での宿泊税の導入はネガティブキャンペーンになると考えているので、そう見えないような形にできないのか。例えば山形市が今 3 % の宿泊税を徴収するとしているところ、米沢市は 1 % にしますとすればポジティブなとらえ方もできなくはない。
- ・ ただ、宿泊税だけでは観光財源としては足りないと思うので、観光財源は広く薄く事業者から徴収することが理想。ただ、税という形で検討すると難しいという議論となる。そこで、観光協力金という形で立候補制にて観光事業者から一定額を払っていただくという制度などが考えられる。他方でただ徴収するだけでは、観光事業者はこの制度に参画しないと思うので、この制度に参画すれば、宿泊税や観光協力金の恩恵を受けられ、参画しなければ恩恵を受けられないというような制度設計とすれば、財源を広く集められるのではないか。例えば宿泊者限定の旅の商品券のようなものを作り、加盟店のみで使えますよというような設計とし、事業者としては加盟店になるためには観光協力金を支払わなければならないというような形にすれば、事業者も観光協力金の支払いを考えるだろう。
- ・ 観光協力金は強制徴収ではなく任意参加型とし、例えば宿泊者限定の商品券を協力金を負担した加盟店だけで利用できるようにするなど、負担した事業者に明確な利益が還元される仕組みとすることが重要である。
- ・ 宿泊税を導入したがために、宿泊客が減少するのでは意味がないので、当面は宿泊者を増やすこと、宿泊税を徴収したことが宿泊客に目に見える形で還元されるようにすべき。
- ・ 新しい観光財源の使途については、宿泊税の一部は宿泊施設の解体や改修の基金としていただきたい。廃墟については最終的には行政代執行の措置をとる必要があり、結局税金で対応をすることになるので、廃墟とならないことが理想ではあるものの、なったときの対処手段として宿泊税を活用いただきたい。
- ・ 廃墟となった後の解体費用だけでなく、廃業前の改修や事業承継を支援して廃墟化を防ぐための予防的な基金としても活用することが望ましい。

- ・使途という話が先行しているが、まず必要なのは財源を活用した戦略とそれを執行・管理していく組織を整備していくこと。その際に行政でそれを進めていくことは中々難しいと思うので、何らかの別団体がその役割を担っていくのがよいだろう。
- ・使途としては「滞在型観光の推進」を軸としてそのために何をするのかどのような組織で実行をしていくのかという戦略・組織の整理をしていくべき。

■委員

- ・観光財源を何に使うかという点については、今他委員が指摘した通り、戦略、組織、財源が揃わなければ観光振興を進めていくことは難しいと感じた。
- ・使途について明確にすることは重要だが、まずは温泉業界の現状をお話しさせていただきたい。温泉業界の方々から話を聞くと客の入込が昨年より少ないと聞いている。その原因としては昨年の熊騒動による風評被害であったり、中東での戦争の影響による燃料費の高騰や使用の制限などがある。このように温泉業界が苦しい状況の中、新規の観光税が導入されることはそれが定率制であろうと定額制であろうと、今の旅館のサービス料金に加算されることになり、それは客に対する値上げとなるため、より集客が難しくなるのではないかと感じている。
- ・入湯税の意見交換会でも反対だという意見や今後の見通しへの不安などの声があった。
- ・宿泊施設において新たな財源を確保していくことが難しいという現状もお伝えさせていただく。
- ・それを踏まえ、何に使うべきかに関しては、米沢の温泉旅館への宿泊を促すプロモーションや施策に使っていただきたいと思っている。宿泊をすることで市内への周遊の促進や本市への滞在時間の増加につながり、結果として観光消費額が高まるような取組を求める。
- ・宿泊施設に偏る要望にはなるが、観光の高付加価値化を図る上では施設の高付加価値化が必要であるが、宿泊施設としてそこに挑戦できる施設は少ない。高付加価値化に挑戦するにはたとえ補助金があったとしても宿泊施設としての自主財源が必要になってくる。
- ・どのように徴収するかという点については、宿泊施設だけに徴収の義務を課す宿泊税だけでなく、現状として米沢市が日帰り観光となっていることを踏まえ、協力金なのか観光税なのかかわからないが、宿泊施設だけでなく他の観光受益者にも負担を求め、全体として意識を高めて滞在型観光の実現に向けた検討をしていていただきたい。

■委員

- ・新たな財源として地方税の宿泊税をいただき、宿泊される方々が主に訪れる八湯会の街づくりや上杉文化エリア、米沢駅周辺などをきれいに整備していくことが必要。

■委員長

- ・使途については、宿泊税を導入し宿泊客から徴収するのであれば、宿泊客が恩恵を受けるように駅や宿泊施設などの整備などに使われることが重要であるという御意見や、滞在型観光の推進につながる施策が重要であるという御意見があった。
- ・また、宿泊税を導入しその税収を活用することで市街の事業者も恩恵を受けるのであるから、宿泊事業者以外も相応の負担をしていただきたい、街全体として滞在型観光の

推進をしていくべきという御意見があった。

- ・人材育成についても、世の中では機械翻訳も進んでいるが、色々なところで旅行客をサポートできる体制を作ることによって街としての評価が上がり、入込客としての増加につながるという御意見があった。
- ・観光税を導入することで需要の減少につながる形では意味がないので入込客喚起という点が非常に重要であると感じた。
- ・戦略についての話で、街として中・長期的な観光の戦略を立てて、民主的に実行していく組織体制が必要だという意見があったが、その通りであると思う。これまでの観光振興計画でも市民の意見は反映してきたと思うが、より開かれた形で市民や事業者を巻き込み観光振興を進めていく気運を醸成していくことも重要と感じた。

■委員

- ・重要な視点として、国の補助金を使うことを前提とした使い方をしていただきたい。国の補助金を獲得すれば全体の予算が2倍、3倍となる。

■委員長

- ・先ほど行政で進めるには限界があるという御意見があったが、行政が進めなければ進まないのではという考え方もあると思うが、民間側で主体的に組織を作って取り組んでいこうというようなことは実際に期待できるものなのか。

■委員

- ・例えば商品券が宿泊客に配られるというような出口が明確な取組であれば、経営者であれば参画をするはずである。どこの組織がとりまとめを担うのかという議論もあるが、現状そういう組織がないから動いていないのであり、組織そして何をやるのかということを確認に示せば、民間事業者は損得を考え得だと思えば参加をするだろう。

■委員長

- ・旗振り役となる組織や活動は米沢市においては期待できるものか。

■委員

- ・米沢市の現状で言うと倶知安町と状況は異なるが、米沢観光推進機構がそれにあたると思うので、そこで活動をしていくことが一番良いのではないかと思う。なお、現状の市長がトップをしている体制ではなく民主的な体制で組織作りがされていることが前提である。

【(3) 議題③「宿泊税制度の検討事項及び先行導入自治体の事例等について」】

■委員

- ・まず、宿泊税そのものに賛成か反対かということについては、全ての仕組みができてからでないと判断できない。その上で制度をどうするか議論はさせていただくが、別で議論している観光税の整理がされるのであれば総じて宿泊税は一定程度認めることにはなるが、最終的に観光税は認められず、宿泊税だけ同意を得ていたから導入をしますという進め方はしないでいただきたい。
- ・宿泊税に対しては賛成という前提で議論はしないでいただきたい。
- ・制度設計について意見を述べ、議論に参加することを、宿泊税導入への同意として扱わないでいただきたい。

■委員

- ・制度をどうするか議論をしていくのはよいが、宿泊税そのものに賛成か反対かという点については、使途が明確でない限り回答はできない。
- ・使途が明確でないのに宿泊税だけが導入されることは反対することになるかもしれない。

■委員長

- ・県が今宿泊税の検討をしているが、仮に導入するという議論で進んだ場合、県が先んじて制度を定めた場合、米沢市として不利益を講じる可能性もある。そういったことを踏まえ、米沢市としても制度を具体的に検討し、県と協議をしていくことが重要であるかと思う。

■委員

- ・制度面の議論をしていくことを否定するものではないので、進めていただいて構わない。

■委員長

- ・徴収方法についてはどう考えるか。

■委員

- ・特別徴収で問題ないかと思う。

■委員長

- ・定率制・定額制の議論についてはいかがか。私の認識しているところでは徐々に定率制が普及してきていると認識している。また、課税免除については修学旅行を免除するといったことにあまり反対はないかと思うが、それ以外に考慮すべき人がいるのかどうかなど御意見いただければと思う。

■委員

- ・宿泊事業者ごとで考え方が変わると思うが、個人の考えとしては定率制が良いと考えている。理由としては物価が上昇している中でそれに対応できるという点と、安い施設ほど負担が少なくなるという点がある。定率制については、3%よりは低い率で設定したほうが他都市との比較で悪い印象は軽減されるため、できれば1%として設定しておくべき、倶知安町と北海道の事例のように県の出方に対応できるように低く設定しておくべき。
- ・免税点はなくてよい。課税免除についてもなくてよいと思う。宿泊税があるから修学旅行では米沢市に来ないということにはならないだろうし、色々な手間を考えるとなくてよいかと思う。
- ・特別徴収事務交付金については、数パーセントの交付は微々たる額であるためそこは大きく気にしないが、宿泊税が導入された際の当初のシステム改修についてはパーセントではなく、定額で補助をお願いしたい。

■委員長

- ・事務交付金についてはカード手数料が基準かと思うが、何パーセントぐらいがよいか。

■委員

- ・カード会社により手数料は異なるが、3%程度であれば納得はいただけると思う。1%な

どすると反対が出るのではないか。また、交付金を設けていればスムーズに導入ができるかと思う。

■委員長

- ・これらの点について宿泊事業者の方々の意見を集約していただくといったことは可能か。

■委員

- ・アンケートを取ることはできるが、説明会のようなことを公に開いていただいた上で実施するということであれば可能。
- ・まず市が用途や制度案を宿泊事業者に説明し、その後に意見聴取やアンケートを行うべきである。一定の方針が固まった段階と最終決定後の少なくとも二回は説明会を行い、全て決定した後だけの説明とにならないようにしていただきたい。

■委員

- ・定率制、定額制については、八湯会の中には定額制を求める意見もある。金額については、新しい財源がいくら必要かわからず漠然としている中で設定するものではなく明確な根拠を持つべき。また、システム上の変更依頼の違いなどもあると思うので、もう少し検討していく必要がある。
- ・また、定率制となると計算が大変というような意見もある。

■委員

- ・各旅館組合や観光協議会がそれぞれ負担金を強いられている。この負担金を入湯税の一般財源部分から充てて、例えば小野川の団体からは負担金を取りませんというようなことを交渉のカードとしていただけると、温泉事業者側としても少なからずメリットを感じられる。
- ・組合、協議会で負担金とられ、入湯税、宿泊税、各団体負担金が重なり、宿泊・温泉事業者に実質的な多重負担が生じる。観光税の議論だけでなく、観光財源をトータルで見たときの団体負担金などのお金の集め方の見直しもこれを機にいただけるとよいのではないか。

【(4) その他】

①今後の日程について

- ・事務局より第4回検討委員会の日程について、8/24（月）13:00～の旨報告。
- ・第5回の検討委員会について、9/25（金）13:00～で調整。

②説明会について

■委員

- ・宿泊税を仮に導入となった時は市として説明会を開催する意向はあるか。

■事務局

- ・一定程度の方針が定まったタイミングで実施し、最終決定がなされた後も説明会が実施するという想定でいる。

■委員

- ・用途がわからないという意見が多くあったが、何をしたいかももう少し明確に見えると

反対する人は減るのではないか。

【(5) 閉会】